

諮詢序：法務大臣

諮詢日：令和7年3月17日（令和7年（行個）諮詢第67号）及び同月26日（同第76号）

答申日：令和7年11月28日（令和7年度（行個）答申第146号及び同第147号）

事件名：特定刑事施設で行われた本人の検眼の結果が記載された診療録の不開示決定（不存在）に関する件

本人の診療録（特定刑事施設保有）の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、これを保有していないとして不開示とし、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」という。）を特定し、一部開示した各決定については、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示としたこと及び本件対象保有個人情報2を特定したことは、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月28日付け東管発第5782号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分1」という。）及び同年11月25日付け同第6434号により処分庁が行った一部開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### (1) 原処分1（諮詢第67号）の関係

###### ア 令和7年11月11日付け審査請求書

（ア）開示をしないこととした理由は、私が開示請求をした保有個人情報（本件対象保有個人情報1）は、作成又は取得しておらず、保有していないため。

### (イ) 私が不服とする理由

上記（ア）で、保有個人情報は、作成又は取得しておらずとあります。そんなはずはありませんから、作成されていないはずではなく、不服である事から、行政不服審査法に基づき審査請求を求めるものであります。

#### イ 令和7年1月7日付け審査請求書

開示をしないこととした理由として、保有個人情報は作成又は取得しておらず、保有していないため。とありますが、医務部で検眼を実施した上で、購入手続きを執っているのだから、その眼鏡のデータが無いはずではなく、作成又は取得していないはずがありませんので、開示をしない旨の決定に不服がある為、諮問庁に対して審査請求を求めるものである。

#### ウ 意見書

資料①-1と①-2を見て頂ければわかる様に、私は、私の診療録と医療情報システムを開示されましたが、特定年月日Aに医務課にて検眼をしたと言う記録が、診療録にも、医療情報システムに無いので不服なのです。資料①-3を見て頂ければわかる様に検眼をしている事はおわかりになると思います。私は、別に、特定年月日D付けで教示を求め度数は教示しないとの回答を特定年月日Eに頂いたのに、その検眼をしたと言う事自体が診療録にも、医療情報システムに無いのはおかしいでしょう。資料①-4にある様に、医務部長からの指示で検眼データを教示しないことについて、見て頂ければわかりますが、確かに指定業者が検眼をしましたが、私はあくまでも検眼の結果を求めている訳け（原文ママ）ではありません。特定年月日Aに確かに医務課にて指定業者により、検眼をしたと言う事は、明らかであります。診療録にも、医療情報システムにも、特定年月日Aの記録が無い事は、どう言う事なのか、処分庁において、再度の探索を行い、文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等についても探索したが、保有個人情報の存在は確認出来なかった（原文ママ）とありますが、私は、工場で作業中に医務課より、連行の職員に呼ばれ連行されて行き行った（原文ママ）のですから、私の作業報奨金も部引き（原文ママ）されていますから、かならず記録が無いはずはありません。

### （2）原処分2（諮問第76号）の関係

#### ア 審査請求書

処分庁宛に、令和6年9月24日受付第59号で開示請求をいたしました保有個人情報については、法82条1項の規定に基づき、令和6年11月25日付けで、保有個人情報の開示をする旨の決定され（原文ママ）、部分開示されましたが、特定年月日Aに、眼鏡を購入

する為に、特定刑事施設の指定業者により医務部で、検眼を実施した上で、購入手続を執った時の医務部で検眼をした記録の診療録も、医療情報システムにも、その記述の行政文書にありません。よって、特定年月日Aの医務部にて検眼を実施された行政文書が含まれていない事に不服がある為、行政不服審査法の規定により、諮問庁に対して審査請求をいたします。

特定年月日Aに検眼を医務部で実施した記録の診療録も、医療情報システムにも、その記述の行政文書がありません。診療録も、医療情報システムも、「部分開示」ではあるものの、「不開示とした部分とその理由」には、特定刑事施設の職員の氏名及び印影が含まれているところ、当該情報は、開示することにより、被収容者等から不当な圧力等を受けることを懸念した当該刑事施設の職員が適正な職務の遂行をためらうおそれがあり、診療録の「部分開示」の理由であり（原文ママ）、医療情報システムにしても、外部検査機関の報告責任者等の氏名及び特定刑事施設の招へい医の氏名が含まれているところ、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは個人識別符号が含まれるもの又は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法78条1項2号に規定される不開示情報に該当することから、当該情報が記録されている部分を不開示とした、とあり、いずれも、部分の不開示であり、特定年月日Aに医務部にて、検眼を実施した記録に関しても、部分の不開示のはずであり、検眼を実施した記録全部が不開示になっているのには、納得がいきませんので不服であり、特定年月日Aに医務部にて検眼を実施した記録の開示を求めるものであり、諮問庁に対して審査請求をするものである。

#### イ 意見書

私は別に検眼の結果が記載されていない事を言っている訳け（原文ママ）ではありません。特定年月日Aに、医務課にて眼鏡を販売している事業者が視力検査をしたと言う事実が記載されていない事を言っているのです。視力検査結果の記録は、事業者が作成したにせよ、医務課の管轄の元に行われた訳け（原文ママ）であるのですから、医務課にて、特定年月日Aに検眼をしたと言う記述が無い事に対して不服があるのです。資料①-3 資料①-4 にある様に医務課の管轄ですね。わかって頂けるでしょうか。視力検査結果の記録を開示しない事については、資料①-4を見てわかりますし、それを指示しているのは医務部長ですから、検眼は、医務課にて行われる訳け（原文ママ）ですから、診療録にも、医療情報システムにその検眼をした記述が無

いのは明らかにおかしいでしょう。処分庁担当者において十分に探索を尽くした上で本件請求保有個人情報を特定されないとの事ですが、そしたら、私の報酬金を特定年月日 A に医務として分引きされているはずですので、良く調べて頂きたいです。

### 第3 質問庁の説明の要旨

#### 1 原処分1（質問第67号）の関係

(1) 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和6年10月3日受付保有個人情報開示請求書により本件対象保有個人情報1の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行い、これを受けた処分庁が、本件対象保有個人情報1を作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とした決定（原処分1）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分1を取り消し、本件対象保有個人情報1の開示を求めているものと解されることから、以下、処分庁における本件対象保有個人情報1の保有の有無について検討する。

(2) 処分庁における本件対象保有個人情報1の保有の有無について  
本件開示請求1を受け、処分庁担当者は、本件対象保有個人情報1を特定すべく探索したものの、本件対象保有個人情報1を保有している事実は認められなかった。

また、本件審査請求を受け、処分庁において、再度の探索を行い、文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等についても探索したが、上記探索結果を覆す保有個人情報の存在は確認できなかった。

なお、審査請求人は、審査請求書において、特定刑事施設の医務部において検眼を実施した上で眼鏡のレンズ交換の手続をしているのであるから、本件対象保有個人情報1を保有しているはずである旨主張する。

この点について、特定刑事施設においては、被収容者から眼鏡のレンズ交換に係る申出が行われれば、特定刑事施設において被収容者が購入する眼鏡を販売している事業者に連絡が行われ、その後、来所した当該事業者が、当該被収容者に対して視力検査を実施した上でレンズ交換を行っているものであり、当該視力検査結果の記録は、当該事業者において作成したものと推認されるが、特定刑事施設として本件対象保有個人情報1を保有している事実はない。

(3) 以上のとおり、処分庁担当者において十分に探索を尽くした上で、本件対象保有個人情報1を作成又は取得している事実は認められないことから、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示決定を行った原処分1は、妥当である。

#### 2 原処分2（質問第76号）の関係

(1) 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和6年9月24日受付保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により

本件請求保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行い、これを受けた処分庁が、本件請求保有個人情報として、本件対象保有個人情報2を特定し、その一部を不開示とする決定（原処分2）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、処分庁において、本件請求保有個人情報として本件対象保有個人情報2を特定したことに対する不服があると解されることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

(2) 原処分2に至る経緯等について

ア 審査請求人は、本件開示請求書により、本件開示請求2を行った。  
イ 処分庁は、法83条2項の規定に基づき、保有個人情報開示決定等の期限の延長（同年10月17日付け東管発第5634号「保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）」により審査請求人に通知。）を行った上で、同日付け意思確認書及び同月25日受付回答書を踏まえ、本件請求保有個人情報として本件対象保有個人情報2を特定し、同年11月25日、原処分2を行った。

(3) 原処分2の妥当性について

ア 本件開示請求2を受け、処分庁において、特定刑事施設担当者をして、本件請求保有個人情報を特定すべく探索したところ、本件対象保有個人情報2の他に、本件請求保有個人情報を保有している事実は認められなかった。

イ また、本件審査請求を受け、処分庁において、特定刑事施設担当者をして、再度の探索を行い、文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等についても探索したが、上記探索結果を覆す保有個人情報の存在は確認できなかった。

ウ なお、審査請求人は、審査請求書において、特定年月日Aに特定刑事施設の医務部において眼鏡の購入のための検眼を実施しているのであるから、本件請求保有個人情報として、当該検眼の記録を保有しているはずである旨主張する。

この点について、特定刑事施設においては、被収容者から眼鏡の購入に係る申出が行われれば、特定刑事施設において被収容者が購入する眼鏡を販売している事業者に連絡が行われ、その後、来所した当該事業者が、当該被収容者に対して視力検査を実施した上で眼鏡の購入手続を行っているものであり、当該視力検査結果の記録は、当該事業者において作成したものと推認されるが、特定刑事施設として審査請求人が主張する保有個人情報を保有している事実はない。

(4) 以上のとおり、処分庁担当者において十分に探索を尽くした上で、本件請求保有個人情報として、本件対象保有個人情報2を特定した原処分2は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| ① 令和7年3月17日 | 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第67号）             |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                 |
| ③ 同月26日     | 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第76号）             |
| ④ 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                 |
| ⑤ 同年4月7日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受（令和7年（行個）諮問第67号） |
| ⑥ 同月21日     | 審査請求人から意見書及び資料を收受（令和7年（行個）諮問76号）  |
| ⑦ 同年11月21日  | 令和7年（行個）諮問第67号及び同第76号の併合並びに審議     |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報1及び本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とする原処分1及び本件請求保有個人情報につき、本件対象保有個人情報2を特定し、一部開示する原処分2を行った。

これについて、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報1の保有の有無及び本件対象保有個人情報2の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報1の保有の有無について

- (1) 本件対象保有個人情報1の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の1（2）において、特定刑事施設において被収容者が購入する眼鏡を販売している事業者が視力検査を実施した上でレンズ交換を行っており、当該視力検査結果の記録は、特定刑事施設において作成又は取得されておらず、本件対象保有個人情報1を保有している事実はない旨説明する。

諮問庁の上記説明について、特段不自然、不合理な点は認められず、他にこれを覆すに足りる事情も認められない。

- (2) また、探索の範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、特定刑事施設担当者に文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等について探索させた旨補足して説明する。

上記の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

- (3) 審査請求人は、意見書（上記第2の2（1）ウ）において、本件開示

請求1で検眼の結果を求めた訳ではない旨の主張をしているが、本件諮問書に添付された書類において、原処分1に至るまでに処分庁と審査請求人との間でなされたやり取りの経緯等を確認したところ、審査請求人が本件開示請求1において開示を求めた保有個人情報は、本件対象保有個人情報1（特定年月日Aに特定刑事施設で行われた検眼の結果が記載された診療録）であることが認められるので、審査請求人の上記主張は採用できない。

- (4) 以上によれば、特定刑事施設において、本件対象保有個人情報1を保有しているとは認められない。

### 3 本件対象保有個人情報2の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（2）ア）及び意見書（同イ）において、本件対象保有個人情報2に、特定年月日Aに実施した視力検査に係る記載がないことから、本件対象保有個人情報2の特定の妥当性を争っていると解されるので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 診療録及び矯正施設医療情報システム（以下「診療録等」という。）は、医師が被収容者の診療を行った際に記載されるものである。  
イ 審査請求人が主張する、眼鏡購入のために実施した視力検査は、眼鏡等を販売している事業者において、購入する眼鏡の度数等を決定するために行われたものであることから、診療録等に当該検査の結果等に係る記載はされず、本人が特定刑事施設医務部に対して提出した「検眼願い」に係るてん末として、その備考欄に、特定年月日Aに視力検査を実施した旨の記載をするにとどまっている。

- (2) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報2が記録された文書（写し）を確認したところ、審査請求人が提出したと認められる「検眼願い」の備考欄に、特定年月日Aに視力検査（検眼）を実施したという趣旨の記載があることが認められる。

また、当審査会において、諮問庁から提示を受けた被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令（平成19年2月14日付け矯医訓第816号法務大臣訓令）を確認したところ、上記訓令4条及び11条に診療録等に係る規定が存在し、その内容は諮問庁の上記（1）アの補足説明に合致するものであると認められる。そうすると、眼鏡等を販売している事業者において視力検査を行った場合には、当該事実は診療録等には記載されないものと解されるので、審査請求人が主張する視力検査に係る記載は、「検眼願い」の備考欄の記載の外に存在しない旨の上記（1）イの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、他にこれを覆すに足りる事情も認められない。

- (3) したがって、特定刑事施設において、本件対象保有個人情報2の外に

本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とし、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報2を特定し、一部開示した各決定については、特定刑事施設において本件対象保有個人情報1を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、本件請求保有個人情報につき、特定刑事施設において、本件対象保有個人情報2の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報2を特定したことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件対象保有個人情報 1 が記録された文書

特定年月日 A に、私が特定刑事施設にて、メガネのレンズ交換をする為に検眼した結果が知りたいのですが、特定刑事施設では、検眼記録はあるらしいのですが特定刑事施設の決まりでお知えられない（原文ママ）との事ですが、その検眼記録の行政文書（特定刑事施設保有）診療録になるのかな。以上 1 件

### 2 本件請求保有個人情報が記録された文書

私は現在特定刑事施設にて、受刑中で在所していますが、私の特定刑事施設においての、「診療録」特定年月日 B から、特定年月日 C までの「診療録」の保有個人情報開示請求を求める。（特定刑事施設保有）以上 1 件

### 3 本件対象保有個人情報 2 が記録された文書

- (1) 診療録（ただし、本人の保有個人情報に係るものうち、特定年月日 B から特定年月日 C までの期間に係る分）（特定刑事施設保有）
- (2) 医療情報システム（ただし、本人の保有個人情報に係るものうち、特定年月日 B から特定年月日 C までの期間に係る分）（特定刑事施設保有）